

新宿区は令和 9 年 4 月に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置します

【自閉症・情緒障害特別支援学級とは】

- 知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや選択性かん黙等があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒のために、少人数(1学級あたり 8 名以内)で指導する学級です。
- 1学級8名以内の小集団のなかで、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。
- 学習内容は通常の学級と同じ教科書を使って学年相応の授業を行います。学習の一部を「自立活動」の時間に設定し、児童の障害の状態や発達の段階に応じて必要な内容を授業で行います。

【設置校】

- 令和 9 年 4 月に天神小学校と新宿中学校、令和 10 年 4 月に鶴巻小学校に設置します。
- 学区域は新宿区内全域です。小学生は、通学中の安全性等を考慮し、保護者等による送迎が必要です。送迎にあたっては徒歩又は公共交通機関をご利用ください。



[問合せ先]新宿区教育委員会事務局教育支援課特別支援教育係 ☎03-3232-3074

新宿区教育委員会事務局
令和 8 年 4 月

【対象となる児童・生徒】

対象となるのは知的発達の遅れがなく、次の1又は2に該当する児童・生徒です。

- 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので
- 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので

※ 主たる障害が自閉症や情緒障害(選択性かん黙等)であるという医師の診断が必要です。主たる障害が注意欠陥多動性障害(ADHD)と学習障害(LD)は特別支援教室「まなびの教室」の指導対象です。

※ 「多動」や「他害」と見なされる行動がある場合は特別支援教室「まなびの教室」の指導対象です。自閉症・情緒障害特別支援学級は「多動」や「他害」のある児童・生徒のための学級ではなく、静かで落ち着いた環境が必要な児童・生徒のための学級です。

【入級手続き・就学相談について】

- 自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望する場合は保護者向け説明会に申し込みをお願いします。また、申込む前には区ホームページ(右記二次元コード)に掲載している資料を必ずご確認ください。
- 新入学の方は「就学相談」にお申込みください。保護者との面接、心理検査(WISC-V)、在籍園・校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書、合同観察会等に基づき学識経験者、心理士、教育関係者等で構成される「就学支援委員会」において、総合的に入級の審議を行います。審議の結果、入級対象外となる場合もありますのでご了承ください。
- 現在区立小・中学校に在籍し、自閉症・情緒障害特別支援学級への転学をお考えの方は、まずは在籍している学校にご相談ください。
- 年度途中の自閉症・情緒障害特別支援学級への転学はできませんのでご了承ください。



[問合せ先]新宿区教育委員会事務局教育支援課特別支援教育係 ☎03-3232-3074

新宿区教育委員会事務局
令和8年4月